

緊急通報装置貸与申請書

◆利用者情報					
利用者氏名 ふりがな () 住 所 丁目 糸魚川市 生年月日 _____ 電話番号 自宅: _____ (固定電話 有・無) 携帯: _____	利用者区分 在宅で一人暮らし又は介護者が一人の状態 ※次のいずれかに☑ <input type="checkbox"/> 65歳以上の者で健康上の理由等で不安がある。 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている。 <input type="checkbox"/> 療育手帳Aの交付を受けている。 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている。				
◆家族の状況 (緊急時の連絡先)					
	氏 名	続柄	生年月日	住 所	電話番号
◆協力員の登録 (緊急時に利用者宅へ駆けつけていただく方です。できるだけ利用者宅に近い方を登録してください。)					
連絡 順位	氏 名	続柄	住 所	電話番号	利用者宅 からの距離
1					
2					
3					
◆同意事項 (以下の項目について確認して、申請してください)					
1 対象要件確認及び決定のため、市が利用者及びその世帯員の住民基本台帳、課税状況、障害認定等を閲覧し、調査すること。また、市が協力員の住民基本台帳を閲覧すること。 2 申請内容等について、緊急通報装置の設置業者へ情報提供を行うこと。 3 申請した情報に変更があった場合、速やかに糸魚川市へ届出を行うこと。 4 安否センサーによる自動通報や利用者が緊急ボタンを押した場合などの緊急時においては、次のいずれかに該当するときは、設置業者が委託する業者が利用者の安否確認のために、必要に応じて自宅内に立ち入ることがあること。 (1) 緊急連絡先として登録されている方全員に連絡がつかない場合 (2) 利用者の自宅へ速やかに駆けつけることができる方がいない場合 5 上記の(1)又は(2)に該当する場合で、解錠されている入口等が見当たらず、利用者の安否が確認できない場合又は屋外から利用者の異常が確認された場合は、消防職員等が必要箇所を破壊し、自宅内に立ち入る場合があること。また、その入室の際に壊した箇所の修理費用を利用者又は近親者等が負担すること。 6 借家の場合、建物の所有者も上記の事項について同意していること。					
糸魚川市長 様 緊急通報装置の貸与を受けたいので、上記のとおり同意事項に同意し、申請します。					
年 月 日 申請者 (利用者) 本人署名					

◆事務処理欄

世 帯	区 分	課 税	決 定	受付日
□単身 □2人世帯	□障害者 □高齢者	□課税 □非課税	□承認 □不承認	

【糸魚川市 緊急通報装置貸与事業 ご利用にあたっての注意事項】

本事業をご利用いただくにあたっての重要な注意事項です。内容をよくご確認の上、お申し込みください。

1 利用タイプの選択について

固定電話をお持ちの方は、原則として(1)「固定電話回線タイプ」をご利用いただきます。固定電話をお持ちでない方は、(2)「携帯電話回線タイプ」をご利用いただきます。

(1) 固定電話回線使用タイプをご利用の方へ

① 電話回線について

- ・ 本システムは、ご自宅の固定電話回線を使用します（携帯電話利用不可）。
- ・ 装置からの発信は通話料がかかりますが、「相談ボタン」による通話は無料です。
- ・ 装置本体は電気を使用します。

② 利用不可回線

- ・ NTT「加入電話（アナログ）回線」以外では正常に作動しない可能性があります。
- ・ 特に以下の回線では作動せず、ご利用いただけません。
NTTドコモ「homeでんわ」、KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「おうちのでんわ」「おとくライン」

③ 停電時・併用機器の注意

- ・ 光電話・ケーブルテレビ回線の場合、停電時は作動しません。
- ・ 通話録音装置など、他の電話回線使用機器と併用すると作動しない可能性があります。

(2) 携帯電話回線タイプをご利用の方へ

① 機器の特性

- ・ 本システムは機器が単独で通信するため、固定電話は不要です。
- ・ 装置本体は電気を使用します。
- ・ ハンズフリー通話機能がないため、緊急通報時は携帯電話へ連絡します。
- ・ 携帯電話は常に電源を入れ、連絡が取れる状態にしてください。

2 共通事項

(1) 免責事項

天災、回線不具合、故障、装置誤作動（電源・回線問題、通話録音装置併用等）により不利益が生じても、市および委託業者は一切責任を負いません。

(2) 緊急時対応と費用

- ・ 緊急時、安否確認のため消防署員等が窓やドアを壊して入室することがあります。その修理費用はご利用者様のご負担です（市・委託業者負担なし）。

(3) 貸与品の適正使用と費用

- ・ 機器は貸与品です。サービス外利用、他者への貸与、分解・改造は禁じます。
- ・ 故意、過失による機器破損、紛失の修理、再設置費用はご利用者様のご負担です。

(4) 情報共有

- ・ 緊急時対応・見守りのため、申請情報は以下の関係者と共有する場合があります。
- ・ 市、委託業者、協力者、ご親族、民生委員、地域包括支援センターなど

(5) 負担金確認

- ・ 負担金算定のため、毎年、市町村民税の課税状況等を確認させていただきます。